令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象者の配偶者であった方で離婚等により、現在児童を養育しているものの給付金を受け取れていない場合に臨時特別給付金（支援給付金）を支給します。

【対象】支給対象者の配偶者であった方のうち離婚等をした方、その他これらに準ずる方で、以下のいずれかに該当する方

①令和4年2月分または3月分の児童手当の受給者

②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している方であって、所得が児童手当の給付規定相当である方

※ただし支給対象者から給付金を受け取っていた場合、および対象児童のために給付金を使用していた場合を除きます。

【支給額】児童1人当たり10万円

【申請期間】令和4年4月28日(木)まで

【支給手続き】申請書は福祉事務所、香北支所、物部支所窓口での受け取りまたは市ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】福祉事務所社会福祉班 ☎53・3117

香美市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付します。

【対象者】

①住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）時点で香美市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、または市の条例で住民税均等割が免除されている世帯。

②家計急変世帯

①以外の世帯のうち、申請時点において香美市に住民登録があり、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①と同様の事情があると認められる世帯。

【支給手続き】

①住民税非課税世帯

対象と思われる世帯の世帯主あてに確認書を令和4年3月に発送しています。対象であるにもかかわらず、確認書が届いていない場合は、福祉事務所までお問い合わせください。

②家計急変世帯

給付金の申請が必要です。申請書は福祉事務所、香北支所、物部支所窓口での受け取りまたは市ホームページからダウンロードできます。

【申請期間】令和4年4月20日(水)～令和4年9月30日(金)

【問い合わせ先】福祉事務所社会福祉班 ☎53・3117

その他

令和4年度香美市探究ウォーキング

ウォーキングをしながら、香美市内の史跡や名所を巡る『探究ウォーキング』を開催します。運動不足を解消しつつ、『我がまち香美市』を探究してみませんか。

【日時】4月24日(日)

受付＝9時、ラジオ体操＝9時15分、スタート＝9時30分～ ※雨天中止

※11時30分頃終了予定

【コース】土佐山田スタジアム集合→谷重遠(秦山)墓所→野中神社→谷秦山邸跡→庚申堂→百年舎→土佐山田スタジアム解散(約6㎞)

※各史跡で講師解説あり

【定員】30名程度

【参加費】無料

【参加資格】香美市の史跡等に興味があり、6㎞程度のウォーキングが可能な方であればどなたでも参加いただけます。

【申込方法】電話でお申込みください。(平日の8時30分～17時)

また、QRコードからも申込みできます。

【申込締切】4月15日(金)

※応募者多数の場合は途中で募集を締切る場合があります。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては中止する場合があります。

【問い合わせ・申込先】生涯学習振興課 ☎53・1082

香美市産材で木材住宅を建ててみませんか

『かみんぐＷＯＯＤ』は、①市内に居住用の住宅を新築（又は増改築）すること②建築の際に香美市産材を使用すること③高知県の補助金『こうち木の住まいづくり助成事業』（最高額80万円）を主な要件とした補助事業です。

市内のストックヤードで原木を購入し、市内の製材所で加工、市内の工務店や大工さんに依頼して市内に居宅を建てる場合は、最高200万円の支援を受けられます。製材所や工務店が市外の事業者でも利用は可能です。

【対象】市内に市産材を利用する新築住宅または増改築する住宅（増改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）

【問い合わせ先】農林課林政班 ☎52・9283

香美市上下水道窓口センター

香美市上下水道窓口センターでは、上下水道に関する問い合わせ、各種手続き、料金収納、閉開栓業務、検針業務等を行っています。

市役所北庁舎内に開設しており、営業時間は、平日8時30分～17時15分です。

【問い合わせ先】香美市上下水道窓口センター業務受託者（クボタ環境エンジニアリング株式会社）☎53・3110

令和4年度以降の成人式について

平成30年の民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられますが、香美市では引き続き当該年度中に20歳を迎える方を対象に、式典を実施することとしました。なお、式典の名称につきましては、今後検討していきます。**※式典のご案内は、10月広報にてお知らせいたします。**

【問い合わせ先】生涯学習振興課 ☎53・1082

声の広報発行の申請

視覚に障害のある方に対して、市の広報を特定非営利活動法人『たびびと』が音声にした声の広報をお届けします。

※申請書は、香美市ホームページの広報発行事業のページからダウンロードできます。

【対象】市内に居住する文字による情報の入手が困難な視覚障害者

【利用料】無料

【問い合わせ先】福祉事務所社会福祉班 ☎53・3117

美良布保育園建設基本計画のパブリックコメント

美良布保育園の新園舎建設に関する『香美市立美良布保育園建設基本計画書（案）』について縦覧し、パブリックコメント（意見公募）により、市民の皆さんの意見を募集します。

【閲覧場所】教育振興課・本庁舎1階総合案内・香北支所・物部支所

※香美市ホームページでも確認、応募できます。

【応募・閲覧期間】4月1日(金)～18日(月) 平日8時30分～17時15分

【応募方法】所定の様式に記入し、郵送、ＦＡＸまたは持参か、香美市ホームページの送信フォームから応募してください。

【問い合わせ・提出先】〒782-8501（住所記載不要）教育振興課幼保支援班 ☎53・1088 FAX57・0123

交通事故等にあい国保を使う時は届出をしましょう！

交通事故やケンカ、食中毒など、本人以外の第三者の行為によるケガ等の治療を国保で受診する場合、医療機関の窓口への申し出と、国保係に届出が必要です。

届出時には、状況や加害者などについてお伺いすることになりますので、まずは電話でお問い合わせください。

【問い合わせ先】市民保険課 ☎53・3115 香北支所 ☎52・9285 物部支所 ☎52・9288

土地 家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間	5月31日(火)まで（土・日・祝日は除く） 8時30分～17時15分※12時～13時を除く
縦覧場所	税務収納課（本庁）・香北支所市民生活班・物部支所市民生活班 課税説明は、税務収納課（本庁）でのみ行います。
縦覧範囲	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿で、近隣の土地や家屋の評価額
縦覧対象者	・土地価格等縦覧帳簿＝市内に所在する土地の固定資産税の納税者（代理人含む） ・家屋価格等縦覧帳簿＝市内に所在する家屋の固定資産税の納税者（代理人含む）
必要な物	運転免許証など本人と確認できるもの、または、令和4年度の納税通知書（5月に発送します）をご用意ください。 代理人は上記に加えて、必ず委任状が必要です。

■問い合わせ先　税務収納課固定資産税班　☎53−3116